

浄化槽設置費用の補助金制度

補助を受ける方・施工業者の方は、申請書の提出前に必ず確認してください。

1 申請書類について

- (1) 補助金交付決定又は浄化槽確認結果の通知を受けるまでは、下記の工事を開始しないでください。
 - ア 建物外部の汚水枳、管渠、浄化槽、浸透枳に係る工事（建物自体の工事も開始しない方が望ましい）
 - イ 汲み取り式便槽の解体撤去工事
 - ウ 単独処理浄化槽の撤去工事
- (2) 申請が込み合うと審査に一週間程を要する場合がある為、早めの申請をお願いします。
- (3) 申請書に不備がある場合は審査に遅延が生じる為、申請前に内容の確認をお願いします。
- (4) 申請書の提出は、浄化槽設置届出書が受理された日から数えて11日目以降としてください。
- (5) 見積書により、補助金の対象となる費用を確認します。浄化槽本体とその設置費用等について、下記のように内訳を作成してください。

なお、完了報告書に添付する請求書についても同様に内訳を作成してください。

 - ア 本体費用 浄化槽本体（ポンプ一体型を含む）及びフロア本体とその設置に必要な工事費用
 - イ 流入管渠費用 屋内の排水設備から浄化槽までのうち、管渠及び宅内枳の本体費用とその工事費用
 - ウ 放流管渠費用 浄化槽から放流先までのうち、管渠及び宅内枳の本体費用とその工事費用
- (6) 補助金の対象となる費用は、浄化槽本体とその設置に必要な工事費用のみです。下記の費用については、補助金の対象となりません。
 - ア 浄化槽本体以外に係る積雪荷重対策又は凍結防止対策に必要な積雪工事費用
 - イ 浄化槽本体と一体で設置されるもの以外に係るポンプ設備に必要な工事費用
 - ウ 排水設備から浄化槽本体及び浄化槽本体から放流先までの管渠の設置費用
管渠の途中に宅内枳がある場合は、宅内枳も含めた設置費用
 - エ 浄化槽本体工事以外に係る諸経費、消費税
 - オ 補助金の交付の申請等に伴う書類の作成費用
 - カ 補助金の交付の申請等のための代行費用、手数料

- キ 既設単独処理浄化槽、既設管渠及び既設汲み取り便槽の撤去費用
- ク 工事用機械又は工事用具の購入費用
- ケ 用途が明確でない費用
- コ その他浄化槽本体の設置工事に関係のない費用

(7) 見積書には、下記の事項を明記してください。

なお、完了報告書に添付する請求書についても同様にしてください。

- ア 見積依頼者（請求する相手方）の氏名、住所
- イ 浄化槽設置場所の住所
- ウ 見積（請求）の内容が浄化槽設置工事である旨が分かる表記

(8) 納税証明書は最新のを申請書に添付してください。

なお、五所川原市以外に居住している方の納税証明書は、納税証明書を交付する各市町村へご確認のうえ最新のを添付してください。

ア 非課税者の場合は、「市税等に滞納がないことの証明書」を添付してください。

※「市税等に滞納がないことの証明書」を交付していない市町村の場合は、「非課税証明書」等、非課税者であることが確認できる内容の証明書を添付してください。

イ 五所川原市以外に居住している方が五所川原市に固定資産税等を納税している場合は、居住している市町村が交付する納税証明書と五所川原市が交付する納税証明書を添付してください。

ウ 1月2日以降に五所川原市に転入した方で五所川原市の納税証明書が交付されない場合は、1月1日に居住していた市町村が交付する納税証明書を添付してください。

2 図面について

(1) 申請書、完了報告書に添付する図面は、下記の内容が分かるように作成して下さい。

- ア 平面図 管路延長、管路勾配、管種、柵の深さ、柵の種類
- イ 縦断図 管路延長、管路勾配、管種、柵ごとの管底高、柵の深さ、柵の種類、地盤高、土被り厚（管上部から地盤高までの厚さ）、浄化槽流入流出部の深さ、地盤高よりも柵の天端が高い場合は柵の天端高、放流先の底高、放流先の天端高
- ウ その他
 - ・放流先の状況が分かる詳細図
 - ・ドロップ柵又はフリーインバート柵を使用する場合は詳細図（ドロップ柵を使用する場合、繋手は90°大曲エルボ（90LL）を使用してください。）
 - ・ピット工事又は補強工事を行う場合は詳細が分かる平面図、断面図

- ・浸透枘を使用する場合は浸透枘平面図、浸透枘断面図、地下浸透装置計算

3 施工について

- (1) 浄化槽の施工は浄化槽メーカーの施工要領書に基づいてください。浄化槽に建築物や車両等の荷重がかかる場合は特に注意して擁壁等の設置を検討してください。
- (2) 掘削作業を行う際の掘削面の勾配の基準、地山掘削作業時の措置及び地山の崩壊等による危険の防止については、労働安全衛生規則を厳守してください。
- (3) 管路の勾配は2%とし、配管の方法は排水設備工事の基準に基づいてください。ただし、現場の状況により困難な場合は下水道課と協議してください。
- (4) 管路の土被り厚は30cm以上としてください。ただし、現場の状況により困難な場合は下水道課と協議してください。
- (5) 管渠の延長が、その管径の120倍以上となる場合は宅内枘を設置してください。ただし、ポンプでの圧送による排水の場合を除きます。
- (6) 浄化槽の嵩上げは30cm以下を厳守してください。嵩上げが30cm以上となる場合はピット工事を行ってください。
- (7) 雨水など汚水以外の排水は、浄化槽への流入、浄化槽からの放流を問わず、別系統にしてください。
- (8) 放流先の水位上昇によって浄化槽への逆流が生じると、浄化槽の機能低下を招く恐れがあります。放流先へ接続する管路の高さには十分注意し、必要に応じて逆流防止の対策を検討してください。
- (9) 浄化槽の処理水を放流するにあたっては、必ず放流先の管理者の許可を得てください。
- (10) 放流先が側溝への接続となる場合、側溝の内側の面よりも管がはみ出さないようにしてください。ただし、現場の状況により下水道課と協議してください。
また、接続した管の周りはモルタル、コーキング等で補修し、隙間のないようにしてください。
- (11) 補助金の交付決定後、申請書に添付した図面での計画に変更が見込まれる場合は、必ず工事の開始前に報告してください。

4 工事写真について

- (1) 工事写真は下記の状況を撮影してください。
 - ア 着工準備写真
 - ・浄化槽設備士が工事を監督していることを証する写真（浄化槽設備士の顔が確認出来、且つ黒板に氏名を記入）
 - イ 掘削工事写真
 - ・掘削状況

- ・床付けの完了状況

ウ 基礎工事写真

- ・基礎碎石の敷設転圧状況
- ・基礎碎石の完了状況（長さ、幅、厚さ）
- ・捨てコンクリートを打設した場合は打設状況
- ・捨てコンクリートを打設した場合は完了状況（長さ、幅、厚さ）
- ・基礎底版コンクリートの配筋完了状況（長さ、幅、ピッチ、スペーサー設置）
- ・基礎底版コンクリートの打設状況
- ・基礎底版コンクリートの完了状況（長さ、幅、厚さ）

エ 据付工事写真

- ・浄化槽本体の搬入状況（浄化槽の型式が確認できるように）
- ・据付工事の状況（浄化槽設備士が監督していることを証する写真で、浄化槽設備士の顔が確認出来、且つ黒板に氏名を記入）
- ・嵩上げの状況（高さ）
- ・浄化槽の浮上防止対策を行った場合は、完了したことを示す写真
- ・埋め戻し及び転圧状況

オ 上部スラブ工事写真

- ・上部スラブコンクリートの配筋完了状況（長さ、幅、ピッチ、スペーサー設置）
- ・上部スラブコンクリートの打設状況
- ・上部スラブコンクリートの完了状況（長さ、幅、厚さ）

カ ピット工事又は補強工事（施工した場合）

- ・基礎碎石の敷設転圧状況・完了状況（基礎工事写真の撮影に準ずる）、コンクリートの配筋状況
- ・コンクリートの打設状況
- ・完了状況（上部スラブ工事写真の撮影に準ずる）

キ 浸透柵工事写真（施工した場合）

- ・掘削の完了状況（深さ、底部の長さ、底部の幅）
- ・充填させた碎石の完了状況（厚さ）
- ・透水シート設置完了（施工した場合）
- ・浸透柵の出来形測定（直径或いは幅、深さ）
- ・浸透柵の完了状況

ク ブロア設置写真

- ・ブロア設置工事の完了状況

ケ 臭突配管設置写真（施工した場合）

- ・完了状況（臭突管全体が確認出来るように。）

コ 完成、その他写真

- ・浄化槽への流入管の接合完了状況
- ・浄化槽からの流出管の接合完了状況
- ・放流先への管の接続完了状況
- ・浄化槽法定ラベルの写真（浄化槽の内側に張られているシールで、浄化槽の名称、認定番号、認定年月日等が記載されているもの。記載内容が読み取れるように。）
- ・浄化槽工事が竣工したことを示す写真（浄化槽設備士が監督していることを証する写真で、浄化槽設備士の顔が確認出来、且つ黒板に氏名を記入。浄化槽設備士及び黒板により、浄化槽本体が隠れないように。）

5 完了報告書について

- （1） 浄化槽法定検査（7条）申込書の写しは、設置届添付用（払込金証明票が添付されたもの）を添付してください。
- （2） 浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写しは、浄化槽設置場所が記入されているものを添付してください。
- （3） 工事費明細書等浄化槽設置工事費を確定できるもの（請求書）には、下記の事項を明記してください。
 - ア 依頼者の氏名、住所
 - イ 浄化槽設置場所の住所
 - ウ 請求の内容が浄化槽設置工事である旨が分かる表記
- （4） 領収書には、浄化槽設置工事の代金である旨が分かるよう表記してください。
- （5） 市が浄化槽補助金請求書に記載された内容を確認し速やかに入金が行えるよう、補助金の振込み先となる金融機関の通帳のコピー（通帳の表紙及び、通帳の裏のフリガナ名がページ）を提出してください。
- （6） 完了報告書は施工完了した日から数えて31日以内、又は令和9年3月6日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

6 完成検査について

- （1） 完成検査には、工事の実施を監督した浄化槽設備士が立会ってください。
- （2） 積雪時に完成検査を行う場合は事前に除雪し、工事箇所の確認、測定が行えるようにしてください。

7 印鑑について

- （1） 請求書に使用する印鑑は認印でも構いませんが、シャチハタ印は使用しないでください。

8 その他

(1) その他不明な事があれば、申請書の提出前に下水道課と協議してください。

配管の勾配及び土被り厚について

○ 配管の勾配

流入配管（最上流の宅内枓から浄化槽まで）及び放流配管（浄化槽から放流先まで）の勾配は原則として2%としてください。

但し、現場の状況により困難な場合（浄化槽処理水の放流先となる側溝・水路が浅い等）は、下水道課との協議により1%以上とすることができます。

1. 設置する浄化槽の施工要領書に記載されている配管の勾配が1%以上となっているか確認してください。
2. 申請書の提出前に、現場での問題点を報告し、配管の勾配について協議してください。
3. 配管の勾配を2%未満とする場合は、申請書を提出する際に、設置する浄化槽の施工要領書（表紙及び配管の勾配が記載されているページの写し）を添付してください。

○ 配管の土被り厚

配管の土被り厚は、原則として30cm以上としてください。

但し、現場の状況により困難な場合（浄化槽処理水の放流先となる側溝・水路が浅い等）は、下水道課との協議により20cm以上とすることができます。

また、放流配管のうち、放流先となる側溝・水路への接続箇所にあたる一部の土被り厚については20cm未満とすることができます。

○ 配管の勾配及び土被り厚の計画優先順位

・通常の浄化槽の場合

- ① 流入配管及び放流配管の勾配を2%、土被り厚を30cm以上で計画する。
- ② ①の基準を満たせない場合は、流入配管及び放流配管の勾配を2%、土被り厚を30cm以上確保出来るよう、浄化槽の嵩上げ高さを30cm以内で調整し計画する。
- ③ ②の基準を満たせない場合は、流入配管及び放流配管の勾配を2%、土被り厚を20cm以上確保できるように計画する。

- ④ 流入配管及び放流配管の勾配2%を満たせない場合は、放流配管を1.5%以上で計画する。それでも満たせない場合は、放流配管を1%以上で計画する。
- ⑤ ②～④で計画してみても流入配管の勾配2%を満たせない場合は、流入配管を1.5%以上で計画する。
- ⑥ 流入配管の勾配1.5%を満たせない場合は、流入配管を1%以上で計画する。

・ポンプ付きの浄化槽の場合

- ① 流入配管の勾配を2%、土被り厚を30cm以上で計画する。
- ② ①の基準を満たせない場合は、流入配管の勾配を2%、土被り厚を30cm以上確保出来るよう、浄化槽の嵩上げ高さを30cm以内で調整し計画する。
- ③ ②の基準を満たせない場合は、放流配管の土被り厚20cm以上を確保したうえで、流入配管の勾配を2%、土被り厚を20cm以上且つできるだけ30cmに近づくよう計画する。
- ④ 流入配管の勾配2%を満たせない場合は、流入配管を1.5%以上で計画する。
- ⑤ 流入配管の勾配1.5%を満たせない場合は、流入配管を1%以上で計画する。

・放流先が浸透枳の場合

- ① 流入配管及び放流配管の勾配を2%、土被り厚を30cm以上で計画する。
- ② ①の基準を満たせない場合は、流入配管及び放流配管の勾配を2%、土被り厚を30cm以上確保出来るよう、浄化槽の嵩上げ高さを30cm以内で調整し計画する。
- ③ ②の基準を満たせない場合は、流入配管及び放流配管の勾配2%を確保し、且つ土被りを20cm以上で計画する。
- ④ 流入配管の勾配2%を満たせない場合は、流入配管を1.5%以上で計画する。
- ⑤ 流入配管の勾配1.5%を満たせない場合は、流入配管を1%以上で計画する。

問い合わせ先

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41-1
五所川原市 上下水道部 下水道課 排水設備係
電話番号 0173 (35) 2111 (内線 2757)

○浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令

(昭和六十年九月二十七日)

(／厚生省／建設省／令第一号)

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四条第三項及び第五条第一項の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令を次のように定める。

浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令

(令二国交環省令一・改称)

(浄化槽工事の技術上の基準)

第一条 浄化槽法（以下「法」という。）第四条第五項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- 二 浄化槽が法第四条第二項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- 三 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
- 四 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
- 五 根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。
 - イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
 - ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
 - ホ 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
- 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 八 コンクリートの打込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。
- 九 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上りを防止するために必要な措置を講ずること。
- 十 沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。
- 十一 接触材、ばつ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばつ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。
- 十二 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること。
- 十三 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。
- 十四 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
- 十五 ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。

十六 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。

十七 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

(平一七国交環省令三・一部改正)

(届出を要しない浄化槽の構造又は規模の軽微な変更)

第二条 法第五条第一項の規定による国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更は、処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の十パーセント以上の変更を伴わないものとする。

(平一二厚建令四・一部改正)

(浄化槽の設置の届出)

第三条 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置の届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。

2 法第十三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた浄化槽以外の浄化槽にあつては、前項の届出書には、構造図、仕様書及び処理工程図を添付するものとする。

(平六厚建令四・平一二厚建令二・一部改正)

(浄化槽の構造又は規模の変更の届出)

第四条 法第五条第一項の規定による浄化槽の構造又は規模の変更の届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、変更後の浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとする。

(平一二厚建令二・一部改正)

(設置計画に定める事項)

第五条 法第十二条の五第二項第三号の規定による国土交通省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十二条の五第一項に規定する浄化槽（以下この条及び次条において単に「浄化槽」という。）ごとに、放流先又は放流方法

二 浄化槽ごとに、着工予定年月日

三 浄化槽ごとに、使用開始予定年月日

四 市町村が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設を設置する場合においては、当該浄化槽ごとに、当該施設の概要

(令二国交環省令一・追加)

(設置計画の協議の申出)

第六条 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による設置計画の協議の申出は、設置計画を記載した書類（設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる書類（設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付した申出書を都道府県知事及び特定行政庁に提出して行うものとする。

一 浄化槽ごとに、当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積を記載した書類

二 浄化槽ごとに、処理対象人員及び算出根拠を記載した書類

三 浄化槽ごとに、工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書類

四 浄化槽ごとに、付近の見取図

五 浄化槽が法第十三条第一項又は第二項の規定による認定を受けていない場合においては、当該浄化槽ごとに、構造図、仕様書及び処理工程図

(令二国交環省令一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（昭和六十年十月一日）から施行する。

附 則 （平成六年三月三十一日／厚生省／建設省／令第三号）

1 この省令は平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、平成六年九月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則 （平成六年七月一日／厚生省／建設省／令第四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 当分の間、この省令による改正後の第三条第一項中「設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」とあるのは、「設置する市にあつては、市長」とする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成一二年一月二〇日／厚生省／建設省／令第一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一二年二月九日／厚生省／建設省／令第二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月二五日／厚生省／建設省／令第四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年九月二六日／国土交通省／環境省／令第三号）

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日／国土交通省／環境省／令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年二月七日／国土交通省／環境省／令第一号）

この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日／国土交通省／環境省／令第三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。